

後期高齢者医療保険料が変わります

国保年金課医療・年金係 ☎72-2111、後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092-651-3111

1

令和2・3年度の保険料率が決まりました

	平成30・令和元年度	令和2・3年度	増減
均等割額	56,085円	55,687円	398円減
所得割率	10.83%	10.77%	0.06%減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます

保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等^(※注1)に応じて負担する「所得割額」との合計です。

保険料額(年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 55,687円	+	所得割額 [総所得金額等 ^{※注1} - 33万円] × 10.77% (所得割率)
-------------------------	---	------------------------	---	--

※注1 「総所得金額等」は、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です

令和2年度の保険料軽減措置

①世帯の所得額等に応じて、**均等割額**が軽減されます。この場合の「世帯」は、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外から転入された人などはその時点)が基準となります。

対象者の所得要件が33万円以下(本来の軽減割合が7割)の人は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策が令和元年10月から開始されたため、段階的に軽減割合が見直されています。

対象者の所得要件 〔同一世帯内の被保険者、世帯主の軽減対象所得金額 ^(※注2) の合計額〕	軽減割合(均等割額の年額)	
	令和元年度	令和2年度
33万円以下	8.5割(8,412円)	7.75割(12,529円)
うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得なし	8割(11,217円)	7割(16,706円)
33万円(基礎控除額) + 28.5万円 × 被保険者数以下	5割(28,042円)	5割(27,843円)
33万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数以下	2割(44,868円)	2割(44,549円)

※2 「軽減対象所得金額」は、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります

②後期高齢者医療制度に加入する前日まで、**社会保険の被扶養者**だった人

所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置(5割軽減)を受けることができます(軽減後の保険料：年額27,843円)。

保険料額の通知について

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

子どもの予防接種を受けましょう

☎健康課健康推進係(あすてらす内) ☎72-6666

予防接種は、感染症を予防するための効果的な方法の一つです。無料で受けられる定期予防接種は、種類ごとに対象年齢、接種間隔、回数が決まっています。詳しくは、市ホームページ(ホーム▶健康・福祉▶健康・医療▶予防接種)、または健康カレンダーをご覧ください。



なぜ予防接種が必要？

赤ちゃんがへその緒を通じてお母さんからもらった免疫(抗体)は、徐々に失われていきます。そのため、赤ちゃん自身が免疫を作って病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。予防接種を受けて、子どもを病気から守りましょう。

予防接種の受け方

- ①受ける予防接種の説明書を確認する(生後2か月ごろの赤ちゃん訪問で配布している「予防接種とこどもの健康」や予防接種のお知らせに同封している説明書)
- ②病院を予約し、医療機関で予防接種を受ける
持参物：母子健康手帳、接種をする人の健康保険証。予診票は医療機関に置いています
※保護者(父・母・後見人)が同伴できない場合は、委任状を持参(委任状は、予診票裏面または市ホームページからダウンロード、健康課で配布しています)
- ③接種後に体調の変化が見られた場合は、接種した医療機関へご相談ください

新型コロナウイルス感染症が発生している状況ですが、ワクチンで防げる感染症の発生やまん延を予防するため、引き続き対象年齢内に実施しましょう。

風しん予防接種費用を助成(自己負担金無料)します

☎健康課健康推進係☎72-6666

対象

小郡市に住民票があり、風しん抗体検査の結果抗体価が低く、予防接種を勧められた①、②のいずれかの人

①妊娠希望者

②妊娠希望者および妊婦の配偶者(パートナーを含む)・同居者(生活空間を同一にする頻度が高い家族など)

※妊婦中は風しんの予防接種を受けることができません

※②の場合は、妊娠希望者および妊婦の抗体価が高い場合は対象になりません

※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性は、定期予防接種の対象になります。風しん抗体検査および風しん予防接種クーポン券を送付します。接種方法は案内をご確認ください

助成回数 1回(令和3年3月31日まで有効)

接種場所 市内の風しん予防接種(任意接種)実施医療機関。医療機関へ予約後、接種してください。

※実施医療機関は、市ホームページをご覧ください

持参物 ①妊娠希望者：本人確認書類(保険証・運転免許証など)、風しん抗体検査結果書

②妊娠希望者および妊婦の配偶者・同居者：本人確認書類(保険証・運転免許証など)、妊娠希望者および妊婦の風しん抗体検査結果書、接種希望者の風しん抗体検査結果書

※風しん抗体検査結果は平成26年4月以降に実施したものが有効です(県は風しん抗体検査を無料で実施しています。詳しくは県ホームページ内「風しん抗体検査(無料)の実施について」を確認してください)

※この予防接種は、法律に基づかない任意の予防接種です。効果や副反応について医師と十分にご相談ください

令和2年度小郡市競争入札参加資格審査申請

提出 問 財政課契約監理係(本館2階) ☎72-2111

受付期間 6月1日(月)～30日(火)の平日/午前9時～午後4時

対象 市内の①建設業者②建設工事付帯業務事業者(コンサルタントなど)③物品購入・役務提供関係事業者
※②③は、令和元年度に登録済みの業者で、変更のない場合は手続不要

提出書類 申請要領を参照(申請要領は、4月30日(木)以降に窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロード、または郵送請求もできます)

申請方法 窓口へ持参

※更新・変更の場合は郵送可。郵送の場合6月30日(火)必着

狂犬病集団予防注射

問 生活環境課環境係 ☎72-2111

令和2年3月2日以降に、まだ飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせていない人は、下記の集団注射が動物病院で接種してください。

日時 5月14日(木)/午後2時30分～3時20分

※令和2年度集団注射最終日

会場 小板井ふれあい公園(七夕通りマクドナルド西側)

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止や延期する場合は、市ホームページ、フェイスブック、ツイッターでお知らせします。お出かけ前に確認ください



「小郡市の未来を語ろう！」参加者募集

申 問 経営戦略課政策推進係(本館2階) ☎72-2111 ☎73-4466 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの総合的な指針となる「第6次小郡市総合振興計画」の策定に際し、10年間の市を振り返り、これから市に何が必要か、皆さんの率直な意見を聞くためワークショップを開催します。このワークショップに、委員として参加していただく人を募集します。

日時 5月24日(日)/午後1時30分～5時(予定)

会場 あすてらす

募集人数 9人 ※応募者多数の場合は、男女・年代別で選考

申込資格 ①満18歳以上(令和2年4月1日現在)で、市内在住・在勤・在学者

②満18歳以上(令和2年4月1日現在)で、以前市内に在住していた人

③市暴力団等排除条例(平成22年小郡市条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団などでないこと

申込方法 所定の応募用紙に必要事項を明記し、窓口持参、ファクス、郵送のいずれかで申込み

※応募用紙は市ホームページ(ホーム▶市政情報▶計画・行革・広域行政▶第6次小郡市総合振興計画)からダウンロードまたは経営戦略課で配布します

申込締切 4月30日(木)/午後5時必着

内容 ・5班編成(1班7人)で、班ごとに以下のテーマで実施。希望テーマは応募用紙にご記入ください

テーマ ①土地利用、地域公共交通

②商業・観光、農業

③子育て支援、高齢者福祉

④学校教育、文化財・スポーツ

⑤防災(減災)、地域コミュニティ・市民活動

・有識者も参加します。また開催概要は、市ホームページや広報などで公開します